

6月1日から引越運送業の契約ルールが変わります！

昨今、ウェブでの一括見積りサービスや、単身引越の増加など、消費者のニーズや提供サービスが多様化していること、またそれに伴いドライバー不足などが深刻化していることを踏まえ、引越約款が改正されました。1月31日に公布され、6月1日に施行の予定です。

改正の概要と、「標準引越運送約款」のポイントをご紹介します。

1. 標準引越約款の改正の概要

①適用範囲が拡大されます

単身引越の増加に伴うニーズに対応し、積合わせ運送による引越についても見積りを行うなど、通常の1台貸切による引越運送と同様に適用されます。

②見積書記載内容の確認日及び解約・延期手数料率が変わります（下表）

《見積書の内容の確認日》

改正前	改正後
見積書に記載した荷物の受取日の「2日前」まで	見積書に記載した荷物の受取日の「3日前」まで

《解約・延期手数料》

	改正前	改正後
当日	運賃の20%以内	運賃及び料金の50%以内
前日	運賃の10%以内	運賃及び料金の30%以内
前々日	—	運賃及び料金の20%以内

2. 「標準引越運送約款」のポイント

- ①約款は一般家庭の引越に適用され、見積り時に提示が義務付けられていません（事業所の移転については原則として適用されません）
- ②見積もりは無料です（ただし、事前にお客様の了解を得た場合には下見費用がかかる場合があります）。作業内容や料金、解約・遅延の手数料を必ず確認しましょう
- ③事業者は荷物引き受け日の3日前（改正後）までに契約内容を確認する義務があります。変更がある場合はその日までに連絡しましょう
- ④現金や貴重品、ペットやピアノ、美術品などは引き受けできない場合があります（事前に申告が必要です）
- ⑤破損や紛失があった場合は引き渡し終了から3カ月以内に通知しましょう（3カ月経過後は事業者の責任が消滅します）